

## 第2回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年2月8日（水）10：00～12：00

場所：総理官邸4階大会議室

出席者

山口内閣府副大臣

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫、逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一朗、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行革事務局長、橋口典央調整室長、上田紘士公務員室長 ほか

主な議題

各府省への追加検討要請事項について（討議・決定）

平成18年1月6日に検討要請された8事項について

その他検討に当たっての関連事項について

---

### 【議事要録】

座長 ただいまから「行政減量・効率化有識者会議」の第2回会合を開催いたします。本日は大変御多用中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、初めに山口内閣府副大臣からごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

山口副大臣 皆さん、おはようございます。本日は、先週に引き続きましてお忙しい中おいでいただき、ありがとうございます。

先日、第1回の会議を開催したところ、予想以上に各方面の反響が大きくて、新聞またはマスコミでも大きく取り上げていただきました。会議終了後から開始した国民からの意見募集についても多くの御意見が寄せられまして、特に私の地元の新年会とか講演会に行きましたら、5年5%は生ぬるいと、もっとやれみたいに中小企業の経営者からも言われてきましたけれども、相当、国民の関心が高いことは紛れもない事実であります。

本日は、総人件費改革に向けた御検討をいただく有識者会議の2回目でありますけれども、国の行政機関の定員純減に向けた追加検討要請事項を御議論いただき、決定いただく

ことと承知しております。前回に続いて、委員の皆様の幅広い、また豊かな経験から忌憚のない意見をいただいて、活発な議論をお願いしたいと思います。

(報道関係者退室)

座長 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

本日の会議では、前回に引き続き、各府省への追加検討要請事項につきまして議題3の議論を行い、具体的な追加検討対象を決定したいと思います。

まず、各府省への追加検討要請事項に関する前回の議論を整理した資料、それから、事務局に作成をお願いした資料がお手元に配布されております。これらの資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明申し上げます。

関係資料として、資料1-1以下1-3まで、資料1の関係をとじたものがあります。

その次に、資料2ということで、前回の議論に基づいて絞り込みました11項目をリストアップした表があります。同じく、その11事項について、関連する事業と組織の概要を整理した参考資料1を、その下に重ねているかと思えます。

資料1-1にお戻りいただきまして、1-1の次のページに25事項のリストを付けています。前回の会議に提出いたしました25事項の資料です。これにつきまして、前回御議論をいただきました結果が資料1-1の本体、流れ図のように書いてあるところです。これについて御説明申し上げます。

まず、前回の会議において、検討対象としない方向とすべきではなかろうかといったものがありました。

座長からも御発言がありましたとおり、5年5%以上の純減を効果的に進めていく必要があり、それを効率的に審議していく必要があるということで、人数規模のある程度大きなものから選んでいくべきではなかろうか。したがって、関係定員数の小さなものは外していく。また、議論の中では、国民生活、なにかんづく生命の安全に関わるような検査あるいは検査の中でも命の安全に関わるようなものは、この際、純減の主要なターゲットからは外していくべきではなかろうかという御議論がありました。

また、検討対象とすべきものについては、例えば特別会計改革で純減に関連するような指摘を受けている事項は是非拾うべきではなかろうか。また、公務員であっても民間でできるような施設の整備・管理等につきましても、やはり対象としていくべきではなかろうか。同様に、定型的な実施業務に当たるようなものも拾っていくべきではなかろうかという御議論がありました。

さらに、広い意味では、その一環ですが、関連の動きをどう踏まえるかあるいは切り出した上でどのように扱えるのか、もう少し検討してみるべきではなかろうかというのが、国有財産管理、防衛施設、特許、空港整備等の4事項であったかと存じます。

以上の観点からは違うものとしまして、規模は5万数千人でございますので、「大きなもの」に該当すると思えますけれども、先ほど御紹介申し上げたような観点からは特に検討対象

とすべきという事項には当たらないものとして「特段の意見のなかったもの」、一番下の国税関係があります。先ほど一瞥いただきました資料2には、これも含めて掲上しています。

絞り込みの具体的なところを、資料1 - 2以下で簡単に御紹介いたします。

資料1 - 2は、今も申し上げましたとおり、まず関連定員の小さなものを順番に並べています。そこで、自動車道の検査以下、ここに書いてありますような順番で外していくという考え方になるかと思えます。

また、生命の安全に関わるような事項ということであると、検査というのが前回の議論でも具体的に御指摘がありました。同様なものとして、動物検査、植物防疫があります。また、そのほかに、命の安全に関わり得るような検査ということで申しますと、航空機検査、船舶検査といったものが該当しようかと思われま。

一番下ですが、直接、前回の議論ということではございませんが、効果的・効率的な議論を進めていくという観点からは、全府省に係るような横断事項としての内部管理業務、これにつきましては全府省・全機関が対象になってしまう一律横断的なものであって、今回のメリハリを付けた純減の議論とは必ずしもなじまないということに加えて、実は昨年10月の定員合理化計画の閣議決定において、3割以上の合理化を既に計上済みです。こういう観点から、今回、効果的・効率的な議論ということからはなかなか対象にはならないのではないかというのが内部管理業務です。

以上のようなものについては、先ほどの11事項までに絞り込む際に外しています。

その次の資料1 - 3ですが、4つの事項について、前回、委員の御指摘等がありましたものについて、委員意見の概要とともに関連の状況を簡単に整理しています。

上から順番に申しますと、国有財産管理については、財産売却を促進するという一方で、これは昨年12月24日の閣議決定、行政改革の重要方針の中の一つの項目として、政府資産・債務改革という項目があります。その中で、政府資産についても圧縮を図っていくべきという文脈の中で、売却可能な国有財産についてはその売却促進に努めるという政府の方針が定められておきまして、関連の法案も近々国会に提出されるべく準備がされているという状況にあります。

そういうことではあります。政府資産の圧縮という方向ですので、中長期的には行政対象である国有財産のストックそのものがスリム化していくという話であることがあります。もう一つ、市場において売却を促進するというのであれば、その際に民間活力等をどのように生かしていくのかということが大事な観点になってくるのではなかろうかという状況があります。以上を踏まえ、本日の議論でどのように取り扱うか御検討いただければと思います。

防衛施設の関係では、委員意見の概要は、昨年度の独立行政法人の見直しの中で取り上げられました駐留軍等の労務管理機構の関係で議論があった際、よくよく吟味してみた結果、実はそれほど機密に関わる事項はなく、結論としては2割程度の総人件費の圧縮ということで見直しの結果が整理されているというようなこともあるので、防衛施設について

も何らかに取り上げ得るのではないかというのが意見の概要でありました。この分野については、御存じのとおり、防衛施設庁における官製入札談合事件の関係で幹部職員が逮捕されたことを受けて、1月末日、防衛施設庁の解体的見直し、再出発を図るべく防衛庁内に検討の体制が組まれております。その検討の中では、行政上・組織上の問題点を総洗いした上で速やかに検討を行い、平成19年度概算要求に向けて結論を盛り込んでいくべく検討を急ぎたいという動きがあります。

当然、その検討の中においては体制のスリム化、見直しということが議論されるかと思えますけれども、まさに関連の事項が防衛庁の内部におきまして真剣に始められているということを踏まえて、この会議としてどのように関心を持って、それとの関係を整理することとするのか、御議論いただきたいと思えます。

その次の特許の関係ですが、関連の状況のところに書いてありますとおり「知的財産立国」ということで、知的財産推進計画等に基づきまして、特許審査待ち時間の短縮という中で相当程度の政府部内での努力をしております。その中で、5年間500人程度の規模の10年間の時限付き定員でピーク時の業務を乗り切ろうということ、まさに当面増員部門となっていますので、純減議論の対象にしてもなかなか純減数が出てこないという状況にあります。また、これに加え、期限付きの定員を措置するに当たっても内部で相当のアウトソーシングを図る取組を行っています。そのような取組をしているということも踏まえて、この会議としてどのようにお取扱いいただくことが適当か、御検討をお願いしたいと思います。

最後の空港整備の関係ですが、何か切り出すことはあり得るのではなからうかという御指摘でした。事務の方でもその御指摘を受けまして定員の構成などいろいろと検討しましたけれども、結論として、現場職員5,500人のうち8割を超える4,500人ほどが航空管制関係の管制要員が占めています。先ほど、国民の生命に関わり得るような分野として、検疫あるいは航空機検査ということがありましたが、そうであれば、それと同様の扱いをするということがあり得るのではないかという状況です。

以上のように整理しますと、資料2のように11事項になります。

最後の国税の関係ですが、これについては前回の会議でも検討対象とすべきという意見があったわけではありません。それから、徴税については、治安と並ぶ定員の重要配置部門ということで政府部内でも整理がされている部門でもありますので、その点もお含みおきの上、本日の御議論をお願いしたいと思います。

資料の説明は、以上です。

座長 それでは、意見交換に移ります。

前回も確認いたしました、当会議としては、今後、限られた時間で5年5%以上の国家公務員の純減に向けて具体的な方策を取りまとめていく必要がありますので、本日の会議で具体的な追加検討対象を決定したいと思います。

意見交換に当たりましては、議論を整理しながら進めるため、順を追って進めたいと思

います。議論の順番は、まず前回の会議の議論を踏まえて、外す方向とすべきものの確認をし、次に関連の動向等について御発言のあった事項についての対応方針の議論を行って、そして残ったものについて最終的に取り上げることとするかどうかを判断したいと思いません。

まず検討対象から外す方向とすべきものとして、前回の会議では人数規模の小さな事項、検疫など国民の生命の安全に関する事項といった指摘がありました。また、内部管理業務については、事務局の説明にありましたように、一般的・横断的な削減対象として既に定員合理化計画に盛り込まれている事項になります。

以上を踏まえて、まず資料1 - 2にある事項については検討対象から外すということによろしいか御審議を賜りたいと存じます。

委員 短い時間の有識者会議の中で全部やれというのは不可能ですから、重点化するというのは賛成なのですが、そのとき外れたものはどうなるのか、どこでやるのか、小さいからそのままでもいいと考えるのか、小さくてもそれなりに合わせると相当になるわけですから、それをだれがどう担当するのか、その辺は、有識者会議の議論から外れたものをどう扱うか、単に外れるだけでいいのかということについて疑問を持っています。

事務局 その点につきましては、資料1 - 2の一番下の注にも書いてありますが、これは直接には内部管理業務についての注ですが、定員合理化計画が昨年10月4日に閣議決定されています。

全体の率で申しますと、片道の削減ですが、政府全体で5年10%の削減に取り組んでいます。この削減をかけている対象は、内部管理業務だけではなく、全行政分野になります。ここに書いてあります自動車道の検査以降、重点的な純減の検討対象からは外すべきではなからうかとされているリスト全体に削減の取組が別途行われています。

加えて申し上げますならば、1月6日に中馬大臣から検討要請が既になされている重点8事項も当然含めた上で、政府の5年10%の定員合理化計画が策定されております。全体で5年10%の削減ですので、8事項あるいはここにあるような項目についても5年10%以上の合理化率がかかっているというものは多数あります。そういう中で、今回この有識者会議で御議論いただきますのは、その5年10%の片道の分の削減だけでは、増員の要素も考えれば、5年1.5%以上はどうしても純減として積み上げようがないので、そういった定員合理化計画における合理化努力とは別にといいますか、それに加えて、純減のみで行政機関全体の3.5%に当たる純減をはじき出す対象をどのように重点的に設定するのかという課題です。

したがって、今回、議論の対象から外したものについては5年10%以上の削減がかかっており、いずれにしても定員管理の中で厳しいスリム化の努力が求められているというのが全体の構造です。

委員 では、1.5%はかかるという意味ですか。

事務局 純減ベースでもそういうことになります。スリム化の努力ということでは、5

年10%、政府全体で取り組む中にここに掲げるすべての項目が入っています。例外はありません。

委員 それで、3.5%についてはここだけやるということなんですね。

事務局 はい。

委員 冒頭、山口副大臣からお話があったように、5%では生ぬるいのではないかと、いう御意見もあるわけです。そうすると、本当にここでどの程度出せるのか、私もよくわかりませんが、例えばどこかで、それはできれば事務局の方でもっと思い切って突っ込んでいただき、時間があるのかどうかという問題はありますけれども、やはりいずれの時期に突っ込んでもらわなければいけないというように私は思うのです。

だから、これは単に、無罪という言い方がいいかどうかわかりませんが、放免ですということではなくて、やはりそれなりに、おっしゃるとおり執行猶予期間中ということと常に監視していただいて、1.5%を達成すればいいんだというようなことはないようにしてもらいたいと思います。

事務局 毎年度の定員管理の中で厳しくやっていきます。その対象には当然すべてが入ります。具体的には、個別に総務省行政管理局で減量・効率化計画を取りまとめてやっていきます。その対象の中に組み込んでいくこととなります。

かつ、中馬大臣の方から、地方支分部局に関わるようなものについては総務省行政管理局が各省に働きかけて、それを推進してもらいたいという要請をしております。そういう取組の結果については、この場で行政管理局から報告を求めたいと考えております。

委員 是非、進捗状況の報告をいただきたいと思います。

委員 この計画の中に各年の、例えばこの5年間ということの中でいわゆる定年退職者の、ある面では数ですね、当然それは補充をしていくのかどうかという問題は、この1.5%の中には収まっているんですか。その辺の、例えばそれぞれの、この8分野とか、新たに絞り込まなければいけない6分野とか云々という中に、いわゆる毎年、特に団塊の世代という2007年問題を加味していった場合にどういうふうな状況推移になっていくのか。それが、例えば今回の定員合理化計画の中にどういう影響があるのかということを示していただければありがたいと思います。

事務局 その点につきましては、現状とこれから大きく状況が変わってくるようになります。

まず、現状について申し上げますと、例えば重点8事項のうち農林統計といった分野があります。これに現在約4,200人ほどの定員が張り付いていますが、先ほどの定員合理化計画の世界において5年間で最低でも1,100人の合理化を図るという目標が既にセットされています。先ほどの議論との関係では、それに加えて3.5%の純減達成に向けて上積みでどのぐらい純減を求めていくのかがこの会議の議論ということになります。

さて、そのような大幅な合理化部門におきましても、現状では若干数の採用はしております。毎年25人程度の採用をしていると承知していますが、今後それがどうなるかとい

うことですけれども、まず1月6日の閣僚懇の大臣の発言においても、こうした重点8事項のような重点的な純減部門においては、新規採用は原則としてやめてもらいたいと要請しています。専門的な資格を要する職種とかそういった特別なもの、あるいは既に内定が出されているような場合は除き、それ以外のものについては新規採用はやめていくことにしていただきたいということです。

さらに、3月中下旬を目途に、今、事務局で検討中ですが、今回の3.5%の純減を可能ならしめるための裏付けとして、新規採用の抑制あるいは配置転換を進めていくためのシステム作りを、今、検討しております。それがシステムとして決定されて政府の方で運用されるということになりますと、今のような25人程度の農林統計部門での採用というのも基本的にはやらないということの中で、農林水産省の他の部門あるいは他府省に定員をどのように円滑に配置転換していったら、結果として政府全体で3.5%の純減、あるいは定員管理の世界も含めれば5年5%以上の純減を確保していく。今年の4月以降、そのようなスキームを動かしていかなければならない状況ですので、これまでの現状と3月あるいは4月以降が大きく変わってくると思います。

事務局 ちょっと補足させてもらってよろしいですか。退職者数の見積りですが、地方公務員と国家公務員と年齢構成が違ってまして、国家公務員は必ずしもここから4から5年の間に山がどんと出るという形にはなっていません。

したがって、大ざっぱに言いますと、33万のペースがあると、勤務期間が34年か35年が平均だとすれば、大体1万人ぐらいが毎年退職をしていく。ちょっと大ざっぱですけども、5年間の間には大体5万人になる。ですから、仮に定数が1.65万のポストを純減すると、5年間に平均して採用のペースを3分の1セーブすると勘定は合う。

ところが、先ほど申し上げたとおり、特定の部局は、例えば農林統計などは既に採用抑制しておりますが、でこぼこがありますので、そこで配置転換をかませて、採用する部局でも配置転換で補うという操作をこれからしていく必要があるだろうというような構造になっています。ですから、全然採用せずに行くという部局は幾つかはあるかもしれませんが、ほかのところでは新規採用を抑制しながら、しかし採用も並行して行っていくというような感じです。

それから、今回、既に8項目という一番最初に検討要請している部分だけでいきますと、大体3,000人ぐらいが5年間で退職されると見込まれていますので、そこでまず3,000人が退職し、それを全然補わないというわけではないと思いますけれども、それ以外のところで7,000人ぐらいの退職がある。そのような地模様というか、今日の十数項目の数字は、今、持っていませんけれども、大体そんな感じだと思います。

委員 先般この会議で、委員のどなたかから公権力あるいはサービスというものの質を下げるようなことに対しては公務員でなければいけないけれども、しかし、そうでない定型的ないわゆる国の業務は外してもいいのではないかという御意見がございました。この辺のことというのは、例えば先ほど事務局から説明があったような、それぞれ8業務なら

8業務のところでもそういう分野というので切り出しはできるかどうかということを経験的には包括的にということが書いてございますけれども、例えば部分的にそれを切り出すことができるかどうかということも含めて、これはやはり生首ですので、じりじり一定のスパンの中でやっていかないとなかなか難しいということがあるものですから、その辺はどうなんでしょうか。

事務局 8分野だからといっても、もちろん中身を見て、この部分とこの部分をやめたらどうですかと、あるいはアウトソースしたらどうですかという議論をしていただきたいと思っていますので、要するに必要なサービスをやめてしまうというのではなくて、必要なサービスを提供するけれども、ここまでしなくてもいいのではないのかというのを部分的に切り出していただくと。そういうのがたくさん含まれていると思われる分野を最初に8項目。それから、今日、追加で数項目お願いするということであります。

それから、例えば内部管理業務みたいな横ぐしのものも、これに載らなくても当然やってもらわなければいけないわけですし、しかし、これらの分野ももちろん含まれておりますので、それは両方かかってくるということになります。ですから、内部管理は一律3割と申し上げましたが、それでは足らぬと、8割にしるとおっしゃれば、それは議論の対象になるかと思えます。

委員 ちょっと確認で、私も基本的に国民生活の安全に関する事項を対象とすべきでないというのはいいんですけれども、確認したいのは、独法のいろいろな会議などをやっても、国民生活・生命の安全に関する事項を非公務員化するようなものもあったと思うのです。

私は、25の検討対象の中の、例えば航空機検査や船舶検査などというものは、責任体制と明確なマニュアルがあれば、民間のメーカーなどが航空機などをもってやっていますので、そういうようなことで対応できる分野ではないかと個人的には思っているのです。それで、検査などというのは、本当に未知のウイルスや細菌といったいろいろなことがあるので、これは本当に生命そのものに極めて大きな影響で、ただ、検査という部分は少なくとも公務員でなければできないというものではないのではないかと考えるものですから、行革会議でこの指摘事項にあったとあって、これがどういう指摘をされているのかはわからないのですが、数の上ではまさに航空機検査などというのは35人ですから、上記の「人数規模の小さいもの」にも当てはまるので、もちろん除外でいいんですが、ちょっとお聞きしたいのは、そういう検査という生命の安全に関する事項に航空機検査などというのがやはり入っていくという考え方を取るべきなのかどうかということを確認したいんです。

事務局 前回の会議における御議論の中で、検査といった命の安全に関するものに引き続きまして、検査の中でもそのような関係のものという御発言がありました。それに関わり得る検査関係のものとしてこういったものがあるのではないかとというリストアップをさせていただいたという経緯です。

また、今の御発言の中で、例えば航空機検査という事務がありました。関係定員は35

人です。御発言の中にもありましたとおり、実はこの35人は別に航空機の機体を現地で検査をしている要員ではありませんで、そういった行政上のシステムをきちんと担保するための認証工場とかそういう制度があるようでして、検査自体は民間がやっている中で、行政としての仕組みを担保するための要員で30数名が配置されています。日本の空を飛んでいる飛行機の全部をこの35人で検査しているわけではないということです。

あとは、特に特定の項目についてというよりは全体を通じての御判断になりますけれども、既に8事項あります。それに加えて、今回、何事項か御決定いただきたいと思っておりますが、全体として6月までというタイムスパンの中で有識者会議における実際のヒアリング、審議等に可能な時間を考えまして、どの程度の数を絞り込んでいくのか。その絞り込む対象としては、一般的にスリム化の対象から外してしまうという意味合いではなくて、ほかのものとは違う純減対象として特に切り込んでいくべきものをどのように選ぶのかという御判断だろうと思います。

したがって、先ほどから何度か御質問もあり、御説明申し上げていますが、ここで対象にしなかったものが全然スリム化の対象にならないという構図には全くなっておりませんので、特に有識者会議の問題意識として、どういうものに重点的に純減に取り組んでいくべきなのかを御判断いただければと思います。

委員 先ほどの委員の話の延長なのですが、基本的には、多分、人員構成とかは既にありますので、そうするとある程度読めますね。多分33万人だから、30分の1ということではなくて、それはトータルはそうかもわかりませんが、それぞれの対象ごとに見ると相当違ってきていると思いますので、できれば数字を出していただきたいと思います。それで自然減も含めて、そこをどう読むのかというのはあると思いますので、是非、数字をお示ししていただきたいと思います。

もう一つは、どういう減らし方をするのか。今の生首を切るということではないということを委員もおっしゃいましたけれども、私もそうだと思います。だから、どういう減らし方をするのかということも非常に大事だと思うのです。

やはり、受皿という表現がいいのかどうかわかりませんが、そういうものがないと、あなた途中で辞めなさいと言われても、民間はそれも含めてやってきたわけですが、とは言ってもなかなか難しい部分もあるでしょうから、やはりその部分をどういうふうに移すのかというものもある程度議論していかないと、単に減らしなさいと言われても思い切り減らすことにならないと思うのです。ぎりぎり5%になるとか、そうではなくて、もっと思い切って減らすときに、もう少しそういう考え方があって、その受皿があって、そういう方向でシフトするので思い切って減らしてくださいというのであればわかるのですが、そうでない場合は、とにかくしょうがないからぎりぎり、形だけみたいなイメージになっては困るので、そこも議論をしなければいけないのかなと思います。対象は対象で、このような定義の仕方では私はいいと思っております。

座長 検討する時間に限りがあるものですから、どこかへ絞り込まなければいけないと

いうところが出てくるんだと思います。

委員 また話を戻してしまいますが、先ほどの委員の御指摘のところ、やはりちょっと引っかかるのは、独法のときにはそういう検査とか安全とかということについても例外なく議論していきましょうというのが基本だったと思うのです。

それで、先ほどの御説明であるように、これは文言の関係だと思うのですが、考え方は私はそのとおりだと思うので、安全性に係る検査などということが例示に出てくると、検査業務といったイメージというのが出てきてしまうので、先ほどの御説明で言うと、検査をやっていることに対する質を担保するためのモニタリングというのが、そういった業務のところだと思うので、そういうことがやはり伝わるようにきちんと表していくということがいいのではないかとというのが1つです。

もう一つは、今の御指摘の点なのですが、これはここの会議だけではないと思うのですが、受皿的な議論でいくと、地方の行政組織の問題というところが当然出てくると思います。8個のものでも、例えば北海道開発などの場合でもそういう問題が出てくると。

ですから、国の行政組織だけではなくて、そういったところも、ここで議論するのではないとは思いますが、その視野の中にある程度入れておくことによって受皿というのは別にも考えられるのではないかとと思います。

委員 だんだん絞っていかざるを得ないというのはよくわかるのですが、このでき上がりはどういうふうな格好で外に出るのか。というのは、でき上がりを見ると、結局弱い者いじめしているという感じにどうしてもなるように思います。だから、何となくみんな外に出ている役所ばかりでしょう。要するに、こちらににいる人はいいのかというイメージをでき上がりとして持ってしまうのです。

だから、そういう意味で、内部管理などというのを、では具体的にどうするんだという何もしませんけれども、そういうのは重要だと、そういうのはやらなければいけないというのは、この会議としてトータルとしてどこかに持っている必要があるような気がします。具体的にはやりませんが、そちらの方が重要ですよというメッセージは何か出さないと、どう見ても何だかうるさくないところだけ弱い者いじめでぎりぎりやっていると見えますから、そういう感じです。

委員 私も内部管理業務というのは、確かに全省相手だから難しいというのはよくわかるのですが、でも、やはり民間でみんなやっている作業なので、公務員でやらなくていい部分もたくさんあるのではないかとというのは率直に思います。

だから、ヒアリング対象ということになりますと、それはだれを相手というのでもないからやりにくいのですが、メッセージとしては、ここはかなり強く言っていただいた方がよろしいです。従来の定員合理化計画の枠でやっていけばいいですということではない、もうちょっと踏み込んだ方がいいのではないかと。ただ、確かに今回のヒアリングの対象にはならないと思いますので。

座長 何らかの形で強いメッセージを出しておいた方がいいということですか。

委員 そうです。

委員 資料1 - 2の注の「3割以上の合理化」というのは、今、1万6,000人いる3割だから、5,000人ぐらいを減らすという理解をしてよろしいんですか。

事務局 積算でそのようになると思います。

委員 5,000人減らすから、1万1,000人でやるんだというふうに理解してよろしいですか。

事務局 1万1,000人より更に減るかもしれません。というのは、定員管理も弾力化されてきている部分がありまして、フロントラインの業務要員の方に需要増があれば、新規の要求をして、査定を受けて定員配置をする場合もありますけれども、部内で庶務的なところから人を減らしまして、そういうところに回すということも相当程度進んできております。したがって、1万1,000人というのは残らずに、もっと少ない数でやっていくということになるはずですよ。

委員 これは、アウトソーシングをもっと進めようということですね。

事務局 はい。

座長 いろいろと御意見を頂戴しましたけれども、どこかでどこからどこまでということと整理をつけないといけないですね。全部対象だったら、これは大変な話になってしまうので、ですから、前の会議のときの議論からの引き続きということでございますし、資料1と2にある事項については検討対象から外して、また復活するなら復活してもいいですけども、一応、ここでは検討対象から外すということによろしゅうございますか。

事務局 集中討議はしないで、ウォッチしていただくと。

座長 ウォッチは完全にしていただかないといかぬと思います。

委員 それで、検討対象で目標に行かなかつたら、こどもやらなければいけないですね。

座長 やはりやろうということになるかもしれませんがけれども、その辺は非常に弾力的にやっつけていいんだと思うんです。一遍外してしまったからもう復活しないんだというようなかたい会議だとは思っておりませんので、よろしゅうございましょうか。

委員 この前のときに、特段の意見のなかったもので国税があるわけですが、当然ヒアリングというのはやられると考えるおいた方がいいわけですね。

要するに、ここで意見がなかったから今回外していく5万4,000人という、確かに数からいけば大きい。しかし、別の見方は、例えば徴収ということに対してはいろんな手だてを講じてやっているわけです。例えば賦課ということとは、これは公権力の問題も当然あるかもしれませんがけれども、徴収ということに対しては、今、いろいろな手法がある。そういうことからいくとどうだろうか。

この前は特段の意見がなかったということで、私も承知しておりますけれども、しかし、いろいろな意味でまた議論を云々ということがもし仮にあれば、ヒアリングをやったりいろいろなことをやって、例えばこういう業務は外へ切り出すことはできないだろうかということが仮にあれば、それはある面ではこの数の中に入ってくるということも考えられる

と。

座長 それでは、次に前回の会議で関連動向等について御発言のあった事項の扱いに移ります。

事務局からは、資料1から3までに即して説明がありましたが、これらの事項の取扱いについて御意見がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

委員 先ほどの除外事項の国民生活の安全に関する事項との関係で、さっき事務局から空港整備について管制要員は生命に関わるので同様の扱いではないかという説明があったのですが、それだけの説明で検討から外すような方向はちょっと私もよく理解できません。

だから、このところいろいろな事故などが起こりまして、それはどういう理由なのか。つまり、ぴしっと組織が締まるのはどういう状態のときなのか。つまり、純然たる公務員的なマネジメントと、そうでないものとの関係とかそういうことも含めて御説明はあったのですが、もっと私としては空港整備について検討したいというのが1つです。

特許は、今、資料を見ましたら、参考資料1の24ページに特別会計改革との関係で引用があります。また、今日の資料1-1のところでは「特別会計改革で純減に関連する指摘を受けている事項」としては労災保険のみが指摘されているわけですが、実は特会の見直しのときに特許につきましては、引き続き業務のうち国以外の主体で実施可能なものはないかを検討し、業務のスリム化を推進すべきであるというのを、特許特別会計の一番重要な点としたわけです。

ここでは増員計画があるからという指摘ですけれども、もちろんトータルで見て、この3.5%の積み上げにどれだけ寄与できるかというのは、もう少し国以外の主体で実施可能なものがあるかどうかをみてはどうか。

もちろん、特許業務というのは権利付与ですので、これは国が行うべきことですが、業務をいろいろ分割していけば、どこかにかなり大きな固まりであるかもしれないということで、御説明の中で特許と空港整備についてもやはりきちんと検討すべきではないかと存じます。

座長 これはいかがですか。

事務局 それでは、参考資料1のところ、まず空港整備の関係ですが、27ページ以降になりますが、管制関係を始めとする事業概要が上に紹介してあります。定員のところを見ていただきますと、空港事務所あるいはレーダー事務所、航空交通管制部の定員割りがありますが、もう少し詳細を見ていただくためには29ページの方の組織図のところ定員も職種別に書き込んであります。

現場機関5,500人のうち、航空管制官あるいは航空管制技術官等の管制官等で4,500人というのが内訳です。

残り1,000人ぐらいですが、これが塊でいるといいますよりは、例えば電気職、土木・建築・機械職など、ここは数の関係で一括して書いてありますが、土木・建築・機械はそ

それぞれ別の職種ということですので、職種も細分化されています。国土交通大臣が直接管理しております空港が20余り、地方空港も管制については国が直轄でやっていますので、これらの細かい職種が分散して航空保安施設を維持・運用しているというのが1,000人の相当部分の実態です。

そういったところで、先ほど来の御議論にある意味では通じているかと思えますけれども、今回、この検討の対象から外すというのは、スリム化の対象から免ずるということにはなりませんということを是非御理解いただきたいと考えます。別に言うと、ある程度、対象数を絞ってやりませんか、純減の効果的な議論になかなか結び付き難い面があるかと思えます。

時間的制約がございます。そういう中で、いろいろなお考えがあることは承知いたしておりますけれども、見直すことによって純減が相当程度あり得るものをどのように選んでいくのかという観点で是非御議論をいただければ幸いです。

それから、特許の関係がありました。24ページに戻りますが、先ほど委員に御紹介いただきました特別会計改革の関係での議論の様子は、恐らく財政制度等審議会での御議論の様かと思えますが、ここで引用しておりますのは、その後、与党の方の議論も得た上で、政府として12月24日閣議決定をした特許特別会計の関係の記述です。

これが現時点において、与党を含む政府サイドの決定事項となっています。私どもの整理で、純減とか組織体制の在り方に直接関わり得るようなと言いましたのは、もう少し独法化とかの方針が定められているもの、例えば森林管理関係とか厚労省のナショナルセンターなどは、そのような文脈で一般会計の統合とか独法化というのが書き込んであります。そういったものが既に8事項の中にも入っている関係もあり、その他の特会事項についても同様に独法化等の指摘があるものは、やはり拾わざるを得ないのではないかということでリストアップをしたと、そのような整理の仕方をしております。

座長 空港の問題と、いわゆる特許の問題がここで出てきたんですけれども、何か釈然としないと思うまま外れていって、どうもいつまで経ってもさっぱりしないというのもうまくないということをお話をお伺いして感じてるので、やはり効率よくやるということはやらなければいけないわけですが、だから釈然としないというのも何かぴんとこないのので、ですから、一応外してやっていって、どこかで時間をつくってヒアリングをして、明確に、ああそうだ、これは外していいとか、やはりだめだとかということの判断しなければいけないという感じを持ったわけです。

委員 私が気になったのは、生命の安全ということから演繹されて空整を除いてしまうという理屈はちょっとあれで、やはりほかの国でどうやっているとか、どこの部分が本当に公務員としてやるべきかなどそういうことは、やはり我々も検討しなければいかぬというのが申し上げたい点です。

委員 空港整備については、やはり諸外国の動向とかを是非調べて、どこも公務員でやっているかどうかなど、そういったことを知識として得た上で、またいろいろな考え方が

できると思います。

座長 そうですね。ちょっと調べていただけますか。

委員 やはり外すということを明確に言うのは余り得策ではないのではないかと気がします。やはり外すと言うと対象外になってしまうということで、ただ、まず重点的に議論をしていくところはここですというようなイメージで、それで先ほど来御指摘があるように、必要であるときに戻すということであればヒアリングとか、そういうことで重点項目の中へ戻していけばいいわけで、ある程度、除外するかしないかというのは不明確にしておいた方が、こういったものを進めるときにはいいのではないかとというのが基本的な考え方です。

委員 議論の出発が重点事項の絞り込みということで、メリハリをつけて絞り込みましょうということだったので、これを全部やるという前提ではなかったと思います。だから、絞り込むとすればどういう線引きで絞り込むかということであって、別に外して全く扱わないという意味ではないということは、先ほど事務局からも説明があったところなので、要は絞り込むときに、今、何を重点的にやったらいいかということだと思いますので、余り議論が逆戻りして幅広になると、ちょっと限界があるのではないかと思います。

委員 先ほど、いろいろな一応のメルクマールが事務局の方から言われましたね。余り少ないのはやっても無駄だということで問題があるという御発言もございましたけれども、それがやはり、ここでヒアリングしていくという意味の絞り込みだと思います。

それで、この特許と空港整備というのは人数が大きいので、空港整備は、管制についてはいろいろ議論があると思いますけれども、それを除いてもやはり1,000人ぐらいいますので、それは電気をやったり、いろいろ職種が散らばっているといっても、施設管理的なものであれば、それを絶対に公務員でなければいけないという議論にはならないかもしれないという意味で、要するに1,000人ぐらいのところも拾っていますので、そういった関係から、やはり空港整備を除外するのはちょっと気になります。

それから、先ほどからホームページへの国民からの意見投稿を見ていますが、どうも食の安全というご意見がたくさん寄せられているわけですが、やはりそういう直接的な生命・健康の安全ということが検疫などについて一つのメルクマールだと思います。特許のようなものはこれに当たらないので、経済活動といえますか、非常に大事だということはわかるのですが、このメルクマールの的に言ってもなかなかすんなり来ないところです。

そうすると、人数とか、先ほどからのメルクマールの切り分けからすると、除くのはちょっと釈然としないという気がするということですのでございます。

座長 でも、あれは増員中だからというようなところで、今回は余り出ないのではないかとというようなことで外れているというので、ちょっと理由が違うと思います。

委員 まず、特許の問題に限って言うと、やはりこれは一つの国家戦略部門ですから、

増強は当然の部分だと思います。けれども、一方で内部管理業務などについてはもれなく合理化の対象であることはわかっているでしょう。増強が必要な部門という、つつい甘くなりがちなので、やはり一度は対象にして、きちんとそこどころが甘くならぬように見るところかなという感じはします。

それから、先ほどある委員が強いメッセージをと全体的に言いましたけれども、これは、要するに絞り込みが本日の議題だからいいんですけれども、逆に、私は植物検疫などは安全の問題というよりは専ら安心の部分に係る政治的配慮の部分で、実は頭から外していいのかと思っているのですが、本当に民間でできないのかと。

それを言えば、先ほど他の委員が空港に関して諸外国とのことをおっしゃっていましたが、検疫についても動植物の外国の体制・扱いを調べていただけませんか。メッセージという意味では、そのくらいのことはしておいた方がいいのかなという感じがします。

座長 委員、これは重点を置くべきところ、重点を置かないところみたいなことで濃淡を付けるという程度の分け方なんですか。

委員 そうだと思います。実際に4つ並んでいるものでも、直ちに議論が始められそうなものと、ちょっと様子を聞いてからでないといけないものがありますね。やはり我々のいろいろな攻め方でも濃淡があるのだと思います。

座長 濃淡で、いわゆる外すところ、やるところと黑白で分けられるものではないという御議論の流れのような気がしています。

委員 これは、とりあえずここから始めましょうということかなと思います。

座長 事務局、どうですか。

事務局 そういう考え方で結構だと思いますが、是非お願いしたいのは、各省に削減の検討をさせないといけませんので、ですから、削減を検討しろということと、それから、状況がよくわからないので、その状況を説明しろということと、濃淡という意味で言えば、そういう分け方を是非お願いできたらと思います。

つまり、ただのヒアリングだけですと本気になって検討しませんので、ですから、ここは要するに削減策を持ってこいと、それを説明してほしいということで検討要請するところと、それから、定員管理の状況がどうなっているのか、諸外国の例も含めて説明をされたいということと、そういうふうに分けていただければと思います。

事務局 さきほどから御議論ありますように、特許などというのはそうですが、例えば行刑施設などというのは需要がどんどん増えているわけです。つまり、入っている人数がどんどん増えてしまっているわけです。それで、いろいろな工夫をしたとしても、定員そのものは増えてくると思います。そうしないとどうしようもないことだと思うのですが、ただ、放って置くとたいへん増えるのを、PFIなどいろいろな工夫を必死にして、増える幅をどうやって抑えるかということなんだと思うのです。

そういう意味では、特許などもそういうところがあって、やはり仕事そのものとしては拡充してしっかりやらなければいけないけれども、それをただ素直に人員を増やしている

と大変なことになってしまうと。やはり、それはそれでいろいろな工夫を、特に増えそうなところほどいろいろ工夫してもらわないといかぬという事情があるのだろうと思うのです。

そういう意味では、これは重要で増えるからチェックしないということではそもそもないと思います。むしろそういうところをちゃんとチェックしないと、大変な勢いで増えていってしまうということではないかと思います。

委員 ものの考え方で、特許で日本は半分ぐらいしか認められないわけです。要するに、私、特許申請を出しましたという、サラリーマンの証明のために出すのが多いわけだから、このようなものを真面目になって調べるのに国費を使う必要はないと考えれば、みんなOKしてしまえばいいのです。要するに、トラブルになったら裁判所でやるのだから、そのときにちゃんとやれと、だから本気になっていない、あれほど優秀な人があそこでこんなに目玉を三角にして一生懸命にやるならば、それを調べていないで自分で何か発明しろという方が国のためにはなるような気がします。そのようなことを言ってもだめだからしょうがないのですが、今、言ったように、単純に忙しそうだから増えると思ってしまうのはいけないですね。

委員 むしろ、増強が公務員数を増やすということではやらなければいけないかということの検討なのではないですか。増強はもちろん国策なのです。

委員 第1回から第2回、私自身がどういうふうに頭を整理したかというのを簡単に一点発言したいのは、今日いただいた資料1の次にある25の項目の中には、25項目全部の関係定員等リストがあり、次に資料1-2でア、イ、ウという条項で整理をしていこうではないかと、こういうのは合意されていると思います。

それで、こういう観点から特に第1回の会議であった、次のページの資料1-3の4つの項目の中で、特に議論されているものは特許と空港整備、この2つがだいぶ委員から発言があったように思います。

私も、国家が、今、創造的科学技术立国という大目標のために、1番目の特許のことについて意見を言おうとしているんですが、この特許について全体の専門職というのが非常に多い。要するに、8割、9割を占めています。

そういうふうに見ますと、総数では多いわけですが、これを改善してくれということについては必ずしも全体の数字、すなわち特許が持っている2,651人の中の非常に限られた数字ではないかという意味で、私は今回、優先順位としては絞る項目の繰り合わせをやったらどうかと思う。

2番目の空港の問題ですが、空港整備の5,540名の問題ですけれども、一般論ですが、今、やはり日本というのはグローバル化の中では、要は日本の空は安全ですよと、あるいは飛行機の整備もいいですよというイメージをグローバルに、今でもかなりよくなってはきているわけですけれども、更によくする必要があると。

そういう意味で、ここに関わっております整備員の50名とか100名ぐらいのデータを

見て思うことについて、ここで論議をすべきかという意味では、空港整備の件についても後の方へ回した方がいいのではないかと。2つの意見を申し上げました。以上です。

座長 ありがとうございます。様々な御意見を頂戴しているわけですが、1つは、この有識者会議の時間割、いわゆる効率的に目的を達するという観点があります。もう一つは、皆さんから御意見を頂戴したのは、ネガティブリストと言うとおかしな話になりますけれども、外していいところといったって、そう簡単には外せないよと、よく聞いてみないとわからないところもあるということで、外すところのリストというものがそう明確にはできない。そうすると、いわゆる非常にグレーゾーンにあるもの、はっきりと検討するもの、それから全然検討しないものであっても、やはり基本的なコスト削減方策というのは明確に施策として出ているものであるから、それに対してはきちんとしていたいわゆる強いメッセージを送っておくべきだということに御意見が要約されると思います。

そこで、先ほど申し上げた、いわゆる外すべきものというのを、外すのではなくて、プライオリティーを低くするものということでもいいのではないのでしょうか。その問題が出てきたら取り上げてヒアリングをしていくということやらせていただけたらと思いますが、ここまではよろしいでしょうか。

事務局 メッセージの関係ですが、先ほどメッセージの御意見が出た際には、特に内部管理業務あるいはその他の部門についての文脈でお話があったかと思います。事務局でも関連の資料を用意したいと思いますし、内部管理業務あるいは今回重点的に仮に対象としないものについては広く定員合理化計画の下で総務省行政管理局が国の行政機関のスリム化計画の徹底前倒しの作業を、今、まさにやろうといたしております。その概況を3月の中間取りまとめに向けて説明を受ける機会がありますので、その御報告を受けていただいたときに、中間取りまとめに向けてメッセージをどのように盛り込むならどのような内容のものにするのかを御検討いただいて、整理いただければよろしいのではないかと考えます。いかがでしょうか。

委員 そうだと思いますが、とりあえず、とにかくやってくださいと言わないと間に合わないわけです。だから、その辺を決め打ちをして、やってください、ということ、そこしかやらないので、それ以外のところも、小さなところも含めて基本的には全部やってくださいと。ただ、ここで取り上げて集中的に議論するのは、ある意味で限られたところですよ。ただ、それがそこに決定したのではなくて、ほかのものの進捗状況を見ながら、やはりヒアリングしますという方がいいのかなと思います。

委員 今の委員の基本路線には従いますけれども、3月までの時間量というのもありますから、そういう点では事務局も整理して、ここぐらいはということは、毎回意見としてもらったらいいいと思います。

座長 この資料2の、いわゆる追加検討要請事項の順番を決めるということでもいいのではないですかね。資料2のこれらの組織のうち、「登記・供託」、「労働保険（労災）」、「官庁営繕」、「国土地理院」、「自動車登録」、「気象庁」、「国有財産管理」についてまず指摘し、

そして、それに対する報告を取り、ヒアリングを行うということ。それから、次に防衛施設以下のところについては追ってやらせていただくというようなことで順序づけをしてよろしいのではないのでしょうか。

委員 先ほど事務局から言われたのは、要は 3.5 %の純減計画を各府省に検討させて、ここでそれを報告していただくということですので、恐らく、順番がどうだとかという話ではなしに、あるいは我々が多忙だという話ではなしに、一番多忙なのは各府省で純減計画をつくるところで、我々は委員の数もこうやって増えて立派なものになりましたから、それほどでもないと思うのです。

だから、事務局のお話を伺ってわかったんですけれども、ヒアリング対象か否かは決定的に違うのではないかと思います。だから、座長が言われるように、順番の話なのか、あるいは決定的に違うのかというのを事務局から明確にしていただければと思います。

座長 これは決定的に違うんですか。

事務局 所管各省に純減策を検討させないといけないわけです。ですから、ここで御指定をいただいて、指定されたものについてはいついつまでに純減策を出してほしいという要請を是非していただきたいと思っているわけです。

そういうものと、更に追加して状況等を承知したいということでヒアリングをされる。その中には、更に追加して純減策を求めるものが出てくるかもしれませんが、そういう分け方をしていいただいたらよろしいのではないかとということを申し上げているわけでございます。

座長 すると、やはり濃淡があるんですね。

事務局 ただ、例えば空港整備とか国税も聞いてみた結果、やはりここもちゃんとやるのではないかと余地は手順として残しておかなければいけないわけです。ただ、そこらはすぐ取りかかるのではなくて、ほかのものをヒアリングしたりしているうちにいろいろな様子もわかってきますから、言わばこちらも経験を積んだ上で、ではこういうのはどうするのかなど、もう一回考えるという順番でやっていくのではないのでしょうか。

座長 そうすると、まず、とりあえず、先ほど申し上げた7つを決めておこうではないかと。それでやっているうちにいろいろとわかってきて、これも中へ是非含めなければだめだというものが残る4つかもしれない。空港整備などというのは、資料を出してもらったとか、特許関係も資料を出してもらったとか何とかして、その結果でヒアリングを行うか、検討するかということを決めさせていいただければいいのかなと思います。

委員 そうすると、残る4つは、要は 3.5 %の純減案を持ってこいとは言わないんですか、言わずにヒアリングだけやるということですか。

座長 それは言うんでしょう。

事務局 仮に国税の定員管理の状況のヒアリングをしていただきまして、こういうような定員の合理化の必要性というのはあるのではないかとというような、会議の御判断になりましたら、そういう合理化はどの程度取り組めるのかという検討要請をしていただくとい

うことはあるかと思います。

ですから、この会議での効率性の問題として、先ほど来、申し上げていますように、定員純減をできるだけ効率的に検討していくという上で、純減方策の検討を具体的に各省に求めるところと、もちろん、一般的には定員合理化の要請がかかっていますから、いろいろそれ以外の分野も努力するわけですけれども、それ以外で、ここでまた定員管理の状況のヒアリングをしていただいて、そして更に追加的に具体的な合理化の検討を求めるところと、そういう2段階にお分けいただいたらよろしいのではないかと思います。

委員 確認ですけれども、純減要請をするというのは先ほど座長のおっしゃった7事項ということですか。

座長 そうです。

委員 それで、防衛施設についてはヒアリングするという分け方ですか。

座長 はい。

委員 これは、先にヒアリングをすることになるんですか。

座長 このところは、よく整理しないといけないですね。

事務局 8項目は、合理化策を検討してくださいとこの1月6日に既に要請してあるわけです。

それに加えて、追加的に検討要請をした方がいいだろうというものを、今、選考選択をいただいているわけです。ですから、やり方としましては、ここでそういう選択されましたものにつきましては各省に、まさに定員の純減策を検討してこの有識者会議に報告してくださいという要請をすることになります。

それを、今のお話では、国有財産管理までやったらどうかということになるわけですが、それに加えてなお、防衛施設以下について合理化の余地と申しますか、合理化の必要性を、特にこの場で検討するかどうか。そういうヒアリングもしてみる必要があるという今のお話になります。そういうものについても時間の余裕がございましたらヒアリングをしていただいて、そして、やはりこの分野についても、特にこういうところは思い切った合理化をする必要があるという御判断であれば、また追加で検討要請をしていただくということもあり得るのではないかと思います。

座長 この会議でヒアリングし、検討するかどうかはともかくとしまして、例えば国税の問題でも、防衛施設の問題でも、いわゆる純減要請というのはやるわけです。

事務局 5%以上純減ですから、全省庁に合理化の努力はやってくださいということは言うわけですし、それから、既に申し上げましたように、通常の定員管理としての5年間で10%削減する方で削減のノルマはもう課してあるわけです。ですから、そういうノルマを達成することは当然として、更に定員合理化の努力をしてくださいというのは全省庁、全部局に投げているわけです。

座長 これは、いわゆるこの有識者会議の検討対象外としても、削減は削減で要請はしますということです。

委員 8事項は閣議で決まったと、その後を、今、決めようとしているわけですが、それはある意味で決定的に違うと思うのです。

つまり、ヒアリングをしてみると、決定的に各府省真剣に検討して、こうだというふうに我々に言ってもらえるものと、最初から国際化で特許は大事だとか、飛行場は大事だということでプレゼンされるのとは全然違うと思うのですけれども、その点はどういうふうに考えるんですか。どちらが我々としては効率的かということでもあるわけです。

今の事務局のお話だと、先にグレーゾーンのところをヒアリングして、もし必要だったらまた要請すると。そして、またその報告を受けるわけですね。

事務局 そうではなくて、7事項から吟味するわけです。

事務局 この7事項については、国有財産管理までは純減策を出してくださいということで各省に要請するわけです。それで各省から純減策を出してきますので、それをここで御議論いただいて、不十分ではないか、もっとやるべきではないかというような御検討をお願いしていく。

そして、定員純減がより多くなるように進めていくことにするわけですが、この防衛施設以下のところについては十分な純減策としてかなりのものが出てくるということが、今、必ずしも想定できません。したがって、例えば諸外国の例とかいろいろな状況をヒアリングしていただいて、必要があれば追加して検討要請をしていただくと、そういう事項にしていいただいたらどうかということをお願いしているわけです。

当初から、例えば特許について相当の合理化が可能だと、あるいは国税関係について相当の合理化が可能だということであるならば、はなから純減策を検討してほしいという項目に入れるべきだろうと思いますが、今の段階では相当な合理化が期待できるという状況にまで至っておりませんので、そこは資料2の上の7項目と違って、一遍、必要があればそういう状況報告を各省側に聞いていただいて、そして御判断をしていただいた方がよろしいのではないかとことです。

これは、定員純減方策の検討を進める上での効率性の問題がありますので、本当は少しでもできるなら、より多く分野を選んだ方がよいわけですが、一方で、この会議として大変な時間を割いてやっていただく中で十分な成果が上がるかどうか、そういう点も考えていただくことが必要ではないでしょうかということです。

委員 でも、効率的かどうかということ、どちらが効率的かということ、やはり各府省に具体的に検討したものを持ってきていただいて、我々がその報告を聞いてやる方が1回で終わるわけです。けれども、ヒアリングをして、これはもっと削れるはずだから検討を要請すると我々が言いますと、またそれをヒアリングするわけでしょう。だから、効率的に審議を進めるということの意味についても、まだ私はうまく理解できない。

私が、これをしつこく言うのは、我々は本当に重要な役割を担っているわけです。我々はある意味で本当に物すごく重要なことを担っていて、やはりいろいろなところで説明責任なるものを委員としても求められるわけですし、やはり腑に落ちないとなかなか委員も

務まらないように思うわけです。そういう意味でしつこく、余りしつこくはないけれども言っているわけです。だから、除外するのはよくわかったと、規模だと。我々は効率性を優先するので、小さいところは一般的な純減 1.5 % でやりますと。だから、大きいところをやると。そこで、何で外れるところと入るところがあるかという説明について、先ほど事務局から御説明を伺って、そうだなと思うところもあるけれども、私だけではなしに、ほかの人も、いや、そうではないということもあったわけです。私としても、いろいろな方に説明できるものにしたいのです。

座長 だから、資料2で合計 11 個リストにあるわけですね。このすべてについて業務の概要や何かについて書類も出してもらおうし、必要によっては意見聴取もすると。その上で、この委員会でもってどこをどういうふうに深掘りをしていくのかというのを決めたらいいのではないかとということでおっしゃっているのですか。

委員 最初の決めるためのヒアリングは不要ではないかという御趣旨ですね。

委員 だから、グレーゾーンのところも含めてやるのだったら、全部各府省に検討を要請するということを言った方が、我々は規模で選んだんだとか。

座長 検討要請をして、その検討結果を出してもらわなければしょうがないでしょう。

委員 それを、我々はヒアリングするということです。

委員 資料2の上の方に書いてあるのも、一つひとつ本当はヒアリングを事前にしたら、ここは外国ではみんな公務員がやっているとかいろいろ言い出してくるかもしれない。けれども、特許と空港整備とかについてはなるほどと、多分、委員もそうかもしれませんが、必ずしも全員納得はしていないという感じがしていて、重点対象とするためにヒアリングというのを、あえてこの資料2の下の方のだけをするということが、果たしてどのぐらい意味があるかという感じがするわけです。

事務局 既に、1月6日の8事項があります。本日、仮に資料2の上から7事項なら7事項というのを対象としていただきますと、これで8足す7で15事項になります。なかなか1回のヒアリングで終わらないとすれば、最低2ラウンドということになります。2掛ける15で30回。それで、3月、4月が実質的な審議期間といたしますと、1回の会議時間で、相当タイトですが、2コマ入れたとして、2か月で最低でも15回の会議の開催が必要になります。重大な事項につきましては、それ以上の取組が必要になると考えられます。

加えてということですが、資料2の国有財産管理以下、若干数以外の要件で、客観的な要件以外で何らか判断的なことで捨てるのか、捨たないのかについては議論が様々であるということだとしますと、これらについても仮にヒアリングを行うとすると、今の計算に加えて更に時間が必要になります。少しでも効率的にということであるならば、業務の概況については、詳細の説明はしませんでしたけれども、この11事項につきましては参考資料1ということで事業の概要、それから既往の改革指摘事項等の抜粋を、最低限のものを提出しております。これに加えて、多分、具体的にいろいろお知りになりたい点があるう

かと思えます。一部については会議の中で御発言がありました。その他の項目につきましても、防衛施設、特許、空港整備あるいは国税を含めて、こういう事柄について具体的にこういう点はどうなっているのか、事務局の方に是非質問ということで調べるべきポイントをお知らせいただきまして、それらについて事務局で整理するのか、あるいは各省に資料提供を依頼するのか、それは整理をしたいと思えますけれども、是非それをお寄せいただきまして、次の会議までの間にできる限りそれに答え得る資料を提出したいと思えますので、その時点で、なお追加で対象にすべきものがあるという御判断ならば、その時点で御指定いただければいかがでしょうか。そのためだけのヒアリングというのは、先ほど申し上げたような事情で、委員の皆様の御日程を調整するのが実質上相当困難ではなかろうかと考えます。

委員 今、事務局のお話で、先ほど効率的で、しかも物理的な問題もございますので、十分それはわかりましたので、例えば、私がこの参考資料というものを使って、こういうことについて切り出しできないかなど、そういうようなことを含めて質問させていただいて、それを出していただくということで、先ほどの資料2の全部で11事項について、やはりそれぞれの考え方で問い合わせをする。そして、回答をいただくということでやっていくことの方が私はいいと思えます。

ですから、今おっしゃったように、7事項については、これはある面では積極的に進めていくのだと、強いメッセージを出すんだということで、しかし、ほかのところは関係ないということではないと、私も、今の事務局のお話を聞いてわかりました。

座長 全部やるのは、先ほど事務局から御説明あったとおり、ちょっと無理がありますので、やはり濃淡を付けざるを得ないと。それから、やはり資料だとか詳細について知る必要があって、そこからまた、いわゆる薄い方をもっと濃くしなければいけないというのも出てくるのでしょうけれども、それは後の判断ということにして、ですから資料については、事務局で全部お調べいただくということ、これは濃淡を付けなくて調べていただいた方がいいと思えますが、それでいかがですか。

だから、切り分けを一応するけれども、資料については全部出してもらおうと。それから、委員が気がついたところはどんどんと行っていただいて、資料の整備をする。

その上で、やはり資料2の上7つ以外の下4つについてやるべきところがあったら、これは追加しようではないかということでやっていくというやり方で進めていっていいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

委員 今日、あまり防衛施設について議論がございませんでしたけれども、これは今かなり議論になっていて、そちらの方の対応を見定めてからということなんではないでしょうか。既に、割とPFIとかそういうことで公務員宿舍とか、そういったものの維持・管理とか、整備とかそういうことに関しては、かなり削減を要請できるものとして加えてしまってもいいのではないかという感じもいたします。

事務局 防衛施設の関係は、その防衛施設庁を舞台とする事件の関係で、まさに防衛庁

の中で定員の減らし方というだけではなくて、行政上、組織上の問題というのを総ざらいして、組織の在り方をどう変えていくのか検討している最中です。その中で、当方の関心事項についても踏まえた上で、その検討がなされるものだと思っていますし、有識者会議の方でそういう御意向があれば、きちんと防衛庁当局に伝えたいと思います。

いずれにしても、向こうの方の総ざらいの見直し検討というのが進行中であるものから、この時点で有識者会議のミッションであるところの公務員の純減という観点だけから発注を出すということが、なかなか議論の整理上、難しい点が混乱を招きかねないのではないかということです。

こちらの観点と関心事項を踏まえて、向こうの方の検討の中にきちんと織り込んでいただきたいが、向こうは向こうの検討スケジュールがあるかと思しますので、その中で適切なタイミングでこちらの関心事項を中心に報告をいただくということが一番議論の整理がしやすいのではないだろうかという意味でして、関係がないから検討から外すとか、そういう意味合いでは全くありません。

委員 そうしますと、これについては別のメッセージが必要ですね。多分、組織それ自身を考えるのであるから、ここでやってもそれが先でしょうという話だと思いますので、だから何か別のメッセージを与えて、スケジュール的にすぐにはヒアリング対象としないということですね。

委員 これは、防衛施設庁が廃止になると、2,500人は結局どうなるんですか。本庁に入るだけで、きっと全然減らないということになるわけでしょう。

事務局 減らないという議論が、今あるとは承知しておりません。解体的見直しという中で、当然体制のスリム化などが行われるものと考えます。

委員 だから、そこのところで、こことしては減らさないというメッセージは送れるんですか。

事務局 そういう観点から、是非、防衛庁における検討の中でそういう観点を織り込んで検討していただきたいという要請は可能だと思っております。

委員 こちらからこちらへ移るだけではしょうがないよと。

委員 それをしないと、こちらでもしっかり見るということがわかるようにしておいてもらった方がよろしいですね。

座長 なかなかこの会の進め方というのは、ずっと続いていって、議論の中からまた新しいやり方が決まってみたいなところが出て、非常に柔軟性を持ったやり方をしていかないと、これはうまくいかないのではないのかというような感じがしています。

委員 あと、期限の問題がありますね。納期との関係だと思います。納期は多少超えていい話なのか、納期は守らなければいけないけれども、その後、またいろいろ検討の対象になる部分もあるのか、その辺はどうなのでしょう。1回やれば済む話なのか、次に続く話なのか。

事務局 この話は、要するにここは合理化部門だということでターゲットिंगしまし

て、そして一定の目標を目がけやらせるということが非常に重要な話であるわけです。ですから、閣議決定で8事項をターゲットにしましたし、引き続いての話をお願いしているわけです。

そうではなくて、ターゲットになるかどうかわからないというようなものも含めてみんな検討しなさいということになりますと、ターゲットになるべきものも含めてみんな逃げたしまうわけです。ですから、そういう意味でターゲットをお願いしているわけですが、作業的には、この8事項、それから、この追加項目をやっていただきまして、座長がおっしゃいましたように、5%純減を相当上回る純減をこれから是非御検討をお願いしていただきたいと思いますというわけでありまして、それは可能だと思います。

ですから、追加を更に考えていくということよりも、むしろターゲットにしたものについて、より徹底した合理化を御指摘いただくということが重要ではないかと思っております。

委員 だから、ターゲットの絞り方で、とにかく6月まではここをターゲットにしますと。では、その次の来年の何月までは次のターゲットにしますというふうに言うのならまだいいのですが、ここで外れたら永久に外れてしまうのではないかという懸念があるので、どこかで御議論できれば、1省ずつあるわけですから。

事務局 その他大勢は、前に申し上げましたように、行政管理局がそういうぱっと網をかけるように別途作業をします。

委員 だから、それは1.5%しかないので、1.5%を超えられるものがあるのではないかと思うので、1.5%まではやっていただけるのでしょうけれども、それを超えるものを、それはまた次のターゲットになるのか、それはその1.5%でいいんだというように理解するのか、それはどういうふうに考えているのですか。

事務局 とにかく、全体として5%を相当上回るものを目指して、両者が協力してやっていくということでありまして、そのメインはここだということです。

座長 すぐに外れるとずっとけられてしまうから、そういう不信感があるわけです。

委員 この前も大臣が1,455人の純減を報告されて、それは平成18年度で決まったわけですね。それで、その中身は、例えば農水省などは570人とか、国交省は560人。こういう大どころは基本的に総務省がやった人員管理と同時に、我々が、今、議題にしようとする、いわゆる業務の見直しとかそういう抜本的な、今やっている中にこれも含まれたわけですね。

それで、これまで1,000人程度という目安を大幅に上回る1,455人をやったというのは、つまり我々の数値目標というか、それが、今、事務局がおっしゃったように3.5%以上、これをぱっとやると。そうすると、今度の土台になった部分の農水省570人。このようなものを省庁に、今度はもっと厳しくどつやれということこれから指示するわけでしょう。そうすると、この2006年度の部分というのは、細かいことを言うようだけれども、33万2,000人からぐっと土台が減るわけですね。そこから、とにかく3.5%を徹

底的にやるという形になってくるわけですか。

つまり、この土台の部分の農水省の570人の中の部分の農林統計など、既にここにかなりの部分が入っているわけですね。そうすると、我々はこれからまた8事項について全部ヒアリングしたりするわけですね。そういう土台みたいなものというのが今度の中馬大臣の要請の中に含まれたと考えていいわけですか。

事務局 土台という意味がちょっと分かりかねましたが。

委員 いわゆる5年間で5%純減するわけでしょう。それで1.5%を定員管理でやって、我々が3.5%分を徹底的にやれということになっているわけですね。それで、それを8事項プラス7事項の15項目をぼんとやる。そうすると、単純に言うと15事項という形になれば、この数をだっとやっていると10万2,000人ぐらいになりますね。

そうすると、その15事項の分野で見れば、現実的に言えば、その事項当てられたところだけ見れば、数値目標的に言えば8%以上の純減になってくるわけですね。全体が3.5%であっても、15事項の分野という形でやれば、平均すれば、15事項の分野で8から9%の純減をしていかななくてはならないという形になってくるわけですね。

つまり、そういう全体的な数値目標というか、純減の目標というものが、この前の形で1,455人というのが、これからの討議の中でどういうふうにかこの部分が位置付けられたのかということなんです。ちょっと質問がうまくいかなかったのですけれども。

事務局 33万人です。それで5%純減といたら、単純に言ったら1万6,500人です。平成18年度から始まりますので、今年は通常の設定員管理でそれを努力して1,500人ぐらい減らしました。そうしたら、残りは1万5,000人です。これから通常の設定員管理で、今年は1,500人だったのですけれども、それぐらいのことを仮にやっているとしましても、あと1,500人の4年分で積みますと6,000人ですから、1万人ぐらいはやらないと5%純減にならないわけです。

それで、その1万人を超えて、5%以上の純減ですから、それを相当上回る努力をこれからしていかないといけないということであるわけですが、そのためには通常の設定員管理ではできない話をやっていかないといけない。つまり、アウトソーシング、組織を外に出してしまうか、あるいは大規模な民間委託をするか、まさに業務の実態に併せて人員を大幅に縮減するかということになります。

それで大規模な民間委託、それから業務の実態に併せた大規模な定員削減ということをしてしますと、現にいる職員の処遇をどうするかという問題になります。その現にいる職員を首にするわけには基本的にはしないということにしますと、それを配置転換して、必要部門で受け入れさせて、そして、その配置転換部門における採用抑制をやって、トータルとして減っていくようにしないとイケません。

その作業をこれからやっていくわけでありますが、各省には現に人がいますから、大規模な民間委託はできませんとか、現に人がいますから、必要性がなくなった業務と言えどもやらないとイケませんとかそういうようなことは理由にならないと。ですから、配置転

換をし、採用抑制をする仕組みをつくるので、真に民間委託が適当であるかどうか、あるいは業務の実態に併せた要員として適当であるかどうか、そういう検討をして、ここの有識者会議に出してほしいという要請をしております。その関係のペーパーは中に別途ございますけれども、相当詳しく注文をもう発してあります。

したがって、ここでの御議論は、これはアウトソーシングして組織自体も変えてしまうんだというようなことですか、そういう業務の実態からして、これは大幅な民間委託になじむ、この部分はやるべきだとか、あるいはそういう必要な要因としては、この程度でいいのではないかとかそういう御議論をここでやっていただきたいということであるわけです。

各省は、どうしてもそういう実際の職員を抱えておりますので、ともすればなかなか民間委託になじまない、あるいは業務は依然として必要であるという説明を多々すると思います。それから、大規模なアウトソーシングというのは困難だと、いろいろしかじかな理由でこうだと、公務員がやらないといけないというのを依然として言うことが恐らくあると思いますが、そこを民間的視点で厳しく御指摘をいただくということで、したがって、通常の設定員管理以上の、1万人としますと、1万人をかなり大幅に上回るような御検討をこれからしていただくということではないかと思えます。

委員 基本的なことで申し訳ありません。わかっているんですけども、しっかりした、ある部分のそういう数値の目標みたいなものを頭にたたき込んでやっていかないとなかなか大変だということを感じました。

座長 この会議は、やはり全部をやり切れるわけではないと。それは時間的な制約だとかいろいろなものなんです。それで、片方で効率よくやろうではないかということで、いわゆる人員の多いところだとか何とかということで枠をはめたと。けれども、そのところで少し勘違いが出てきているような気がします。

いわゆる業務の縮減、コストの削減、人員の整理というのは、全事業に関わっている問題なのです。どこでも、いわゆる聖域なしといっても、聖域はあることはあるのでしょうけれども、大方なしで全事業にかかっていると。ただ、全事業だということでは、やはりメリハリもないし、こちらとしてもやりようがないし、各省庁にもいわゆる指示のしようがないということで、さまざま決めていかなければいけないと。これについては重点的にやるから出せと。それで、ほかはいいんだと言っているわけではないのです。重点的にやるのだから出せと言っているわけで、それで一応7事項について取り決めをしてということをやっているわけなのです。

ただ、やはりほかの4事項についても、これはこうやって見ると、重点から外れているのは気になる。そういうあれですから、11項目についても、プライオリティーとしては最初の7事項にしても、いわゆるデータについては残りの4事項も出してもらって、こちらでもって検討して、これはやはり呼ぼうと、ヒアリングをやろうということになれば、それも検討対象に入れたらどうかというようなことを、私もスケジュール的な面から絞り上

げなければだめだという勘違いもありまして、ですから、そのようなことで7事項については直ちに各省庁に連絡をして、それで検討を精細にしてもらいたい。残りの4事項についても、その次の段階として取扱いを決めるということではないかと思うのですけれども、それでいかがですか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

座長 それでは、次に、既に各省庁へ検討要請しております個別具体的な取組みの検討事項、いわゆる本年1月6日に検討要請された8項目について、これは議題4ですが、資料3が配布されております。これらの資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料3になります。

資料3は、8事項を目次を兼ねて列挙しています。この8事項につきましては、1月6日の閣議の場の閣僚懇談会において、中馬行政改革担当大臣から関係閣僚に対して閣僚レベルでの検討要請がなされています。それを受けて、同日、私ども内閣官房の方から関係府省に対して、次ページ以降にあります「定員純減に向けた検討の方向」ということで具体的な質問を発して検討要請を既にしています。その際にとということ、資料3の表紙のところ、枠で囲ってありますが、まずスケジュール的な話については2月下旬を目途に報告、回答をしていただくようにということを言いますとともに、検討に当たりましては本当に国が直接実施する必要があるのかどうか。あるいはそうであったとしても、国家公務員を定員をもって充てるべき業務なのかどうか。仮にそうであるとしても、そのための必要最低限の体制は何人ということなのか。ゼロベースで見直しをして回答してもらいたいということです。

ゼロベースという意味は、そこの中の と書いてあります。今回のスキームは最初から新規採用の抑制、配置転換あり得べしということ、始まっており、また、そのための仕組みの枠組みにつきましては3月中下旬までにこちらの方から検討した上で示すので、いわゆる受皿論を持ち込むことなく、仕事ベースで、ゼロベースで見直しをした結果を2月下旬までに回答してもらいたいという要請をしています。

この検討の方向というのは、一つの検討のための補助線ですので、それ以外の観点で定員の大幅な純減に資するという見直しの方向があれば、自らそういう点も含めた上で検討してもらいたいということを要請しています。

以下、農林統計、食糧管理、北海道開発関係が閣議決定で言いますところの行政ニーズの変化に併せた業務の大胆な整理ということになります。

1ページが農林統計です。こういった3事項につきましては、現在把握できている限りにおきまして、それぞれの事項の内部におけます業務要素に分解して、それぞれについて検討の方向を具体的になるべく書き込んだ上で、こういう方向で検討すれば必要最小限の体制というのはどうなるのかというのを検討してもらいたいという要請を並べています。

食糧管理にしても同様です。それぞれの業務項目にできる限り即した形で検討の方向というのを書き込みまして、ゼロベースの検討をお願いしています。

北海道開発関係も同様ですが、これについては、4ページにあるとおり累次の総理の御発言がありますので、そういったものも踏まえてどのように対応していくのか、併せて回答してもらいたいということを要請しています。

それから、ハローワーク関係、社会保険庁関係、行刑施設関係が重要方針、閣議決定で言いますところの「包括的・抜本的な民間委託等」という事項に当たります。これについては、やはり同様に、できる限り業務区分に即したような形で抜本的な民間委託等ができないのかというような観点から、具体的な質問事項を検討の方向として投げかけております。

最後の森林管理関係及び国立高度専門医療センター関係の2事項につきましては、重要方針で言うところの「非公務員型独立行政法人化等」という事項に当たります。これについては、それぞれ端的に非公務員型独立行政法人へ移行すること、そういう検討の方向に沿って根っこからの見直しをして回答していただきたいということを各省に要請しております。

資料の説明は以上ですが、これに即した形で各省から今月末を目途にまず回答が提出されることとなりますが、いずれにしても3月の有識者会議におきましてヒアリングの場を持たれるということになります。そのときに各省の回答に照らして、追加でこういう点はどうなっているのかという御質問をしていただくということが十分可能ですが、それまでの間においても、追加で各省に対して検討を求めたいという事柄がありましたら、是非、事務局の方にお伝えいただきたいと思います。その場合、可能な限り、2月下旬の回答に間に合うように、あるいは間に合わない場合でもできる限り速やかに、その点について回答してもらおうように各省に対して要請をしたいと考えております。

座長 御説明のあった件に関しまして、御質問でございますでしょうか。

委員 途中からで恐縮ですが、農林統計は要らない、廃止というのはなかったんですか。

事務局 農林統計関係で、検討の方向、1ページをお開きいただきたいと思います。「各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと」ということで幾つかの業務類型を挙げておりますが、その中では例えば統計の実査業務について、中略しますが、原則として国の職員による実査はすべて廃止してもらおう方向で検討していただきたいということを要請しています。これが定員数で言えば相当の部隊を抱えておりますので、その事項が委員の御関心のところかと思えます。

委員 この1,100人減らすという方針と、それはどういう関係ですか。

事務局 これは、現在、既に定員合理化計画の下でセットされている目標です。4,300人のうちの1,100人ですから、20数%は既に、先ほど来、1.5%の世界という議論がありますが、その中で既に農林統計に関して言えば20数%の削減がセットされているということです。これは現在既にやらなければいけない現状の目標です。

委員 北海道開発の関係で、総理の発言が入っていますけれども、これは総理の強い意

向があるということ認識しなさいという意味で入れているのでしょうか。

事務局 具体的な御指摘になっている部分がありますので、それに対して国の官庁といたしましてどのように対応するということなのか回答を求めたいということです。スリム化という文脈も含めて総理の問題意識、御発言があるかなと理解していますので、その観点で北海道局あるいは北海道開発局としてどういう対応を、今、考えているのかというのをまず報告してもらいたいということです。

委員 この有識者会議としては、非常に重いものと受け止めてヒアリングをするというわけでもないんですか。

事務局 どの点についてですか。

委員 総理の発言です。

事務局 総理の発言は、やはり行政府の長としての御発言があるわけです。また、その下で、また行政改革推進本部長が総理でして、有識者会議の委員は本部長から任命されているお立場かと存じます。

委員 北海道開発のことについての総理の発言等ですけれども、これは御承知のように、道州制特区の議論で、この議論が始まる前からずっとされているものですから、こういったものに対して回答をいただくというのは必要なことではないかと思います。

座長 ほかに御意見ございますか。

なければ、本件に関しては以上とさせていただきます。

それでは、最後に前回の会議で数人の委員の方より御意見のあった幾つかの事項について事務局より資料5から資料7及び参考資料2が提出されております。これについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 時間も押してまいりましたので、簡単にさせていただきます。

資料5は、前回、総人件費改革では定員の問題と給与の単価の問題の両方があるというお話がありまして、単価の方をどうやって見直していくのかという段取りを整理しております。

行革重要方針の中で、給与制度改革等につきましてアンダーラインが入っておりますが、人事院において以下の事項について検討を行って、今年の人勤から順次反映するように政府から第三者機関の人事院に要請すると決定させていただいております。

そのポイントといたしますのは、(ア)に書いておりますのが、去年の人勤に基づく給与構造改革を着実にやる。この中身は次の資料で説明しますが、それが第1点。

それから、官民比較の職務分類をもう少し精緻にしたらどうかという問題提起を1つさせていただいている。

3番目に、職階差の拡大。これも後で資料で説明しますが、現行の公務員の給与というか昇給カーブが、職階で全然段差がなくて、みんなかぶっているというような状況があるので、要するに同じ等級でも年数を経れば係長でも課長ぐらいの給与になってしまうという構造になっているので、そういうのをもう少し格差を大きくすべきではないかという議

論を提起しています。

それから、比較対象事業所規模の問題。これはかなり長い、40年ぐらい歴史があるようですけれども、事業所規模50人、企業規模100人というのを対象に、国家公務員の給与を計測しておりますけれども、それでいいのかどうかということを検討してもらいたいというようなことでございます。それが1点です。

資料5の参考として、これが昨年の人勤で出てきた中身で、資料が詳し過ぎるのですが、ちょっと見ていただきたいのが2点あります。

1つは、7ページです。いわゆる地場賃金を反映する仕組み、地域間配分の見直しでございます。

現在までの制度では、物価も考えると、例えば東京都であれば本俸に12%の調整手当を乗けると。地域によっては、例えば岡山だったら3%とか、いろいろ地域ごとにあるわけですけれども、そういう調整をしているのですが、例えば九州とか東北とかへ行くと、公務員だけが高くなって、民間はもっと低いのではないかという議論があり、そこで、現行は全国平均を基本的に公務員の本俸に配分して、それを上回るところは3%ないし12%を上乗せする仕組みだったわけですけれども、一番低いところを本俸で見ましょうと。

ですから、原則は、7ページの右側の図ですけれども、一番低いところのレベルで本俸を算定して、地域手当というのは要するに調整手当といいますか、地域ごとの濃淡はそこから上回る分を配分するという形にしたいというのが、要するに地域によっていろいろと民間との格差が逆格差になっているのではないかという批判に対する一つの答えでございます。

もう一つ、9ページをごらんください。

昇給カーブの設計ですけれども、基本的には昇給カーブをフラット化する。長くいたからどんどん上がるということでないようにするということで、右側にあるように、現行のカーブというのは立っているものですから、例えば係長であっても、長くいれば課長と変わらないというようなことがあるので、その見直しをしてカーブを寝かせていくということをして人事院勧告で去年やって、これは経過措置などもあるので、平成18年度から順番にやっていきますけれども、こういう給与構造の見直しを既に昨年の勧告でやった。

しかしながら、閣議決定の中では更に職階数の拡大をもっと検討できないだろうかというように物を投げかけているという状況でございます。これが、資料5でございます。資料6は、前回、見直しの視点というようなものを紹介すべきではなからうかという話がありまして、これは答えになっているかどうかわかりませんが、従来、行革のいろいろな運動の中で提示された見直しの視点を拾ってまいりました。

例えば、資料6の1番目といいますか、中央省庁等改革の推進に関する方針の中で減量・効率化について、例えば、アンダーラインのところだけをごらんいただければ大体簡単に理解できるかと思いますが、国の行政組織並びに事務・事業の減量、効率化、国が果たす役割の重点化を図ると。国の事務は必要性が失われ、あるいは減少しているものはないだ

ろうかというような切り口です。

2番目に、政策の実施に係るものは独法とかアウトソースとかというものを考えたかどうか。

それから、国の事務・事業であっても、直接やらなくてもいいもの、責任は国にあるけれども、民間に実施させることができれば民間委託ということができる。

国の規制緩和の観点から、民間あるいは地方公共団体の関与を縮減する。こういった切り口があるというのを提示しております。

それから、独立行政法人化。国が直接に実施する必要はないが、民間に委ねた場合には必ずしも実施されない、あるいは独占して行わせる必要がある、こういったものは独立行政法人化すべきであるという話を記述しております。

次のページ、平成12年の行政改革大綱におきましては、地方分権の推進を図り、国をスリムにするというのが一つの切り口です。

それから、規制改革によって国をスリムにするという切り口、これを提示しております。それから、電子政府の実現といったことでございます。

3ページ目に行きますと、平成15年の閣議決定の中では、これは独法の組織・業務の見直しのときに言及したものでありますけれども、ある仕事を廃止した場合にどのような問題が生じるのか説明できない場合には廃止をしていいではないか。あるいは民営化した場合にどういう問題が生じるのかということが説明できない場合には、民営化をしてもいいではないかというような切り口でございます。

以下、幾つかありますが、大体同様なことで、前回、委員から御指摘があったかもしれませんが、必要かどうかという話がまず1つ。必要性があるかないか、あるいはどの程度あるかという問題が1つあって、それを国がやるのか、だれがやるのかという話があって、次に国がやる場合に直接やるのかどうか、そのような観点を、抽象的に言ってしまうとそれだけのことですけれども、個々の仕事について改めてチェックをさせていただくということになるかと思えます。

資料7でございますけれども、これは独立行政法人の最近までの見直し結果で、公務員型と非公務員型とが両方ありますが、当初は公務員型というタイプのものが結構多かったのでございますけれども、5年ごとに見直すというようなプロセスを昨年やりまして、相当数のものが非公務員型独立行政法人となっているということでございます。ちょっとアイテム数が多いので、個々の内容は省略いたします。

最後に、参考資料2に、我々のほうで開設させていただきましたご意見募集ホームページに国民から意見が寄せられております。大変多く寄せられており、初日は3件だったんですが、2日目、3日目ぐらいが十数件、4日目、5日目、6日目ぐらいが三十数件で、昨日と一昨日が100件ぐらい来ておりまして、ずっとこの調子で増えるかどうかはわかりませんが、多数寄せられています。

やはり一般の国民の方からの意見ですので、必ずしも行革の視点が入っているとは言え

ないものも正直あり、こういう仕事はちゃんとやってくださいという議論が1つあります。

また、地域問題として公務員が就職場所になっているということを考えてほしいという意見もありました。

委員 地方公務員ですか。

事務局 国家公務員です。

委員 そうですか。

事務局 要するに、公務員というのは就職口になっているので、中央を減らして地方に残してくれというような意見も幾つかあります。就職口としてと、これは行革とは全く逆の切り口です。とは言いながら、要らない仕事のために人を置くというのは、やはりどうかと思います。だから、本当は国家の問題なのです。

座長 それでは、今の御説明に関して御意見、御質問等ございますか。

委員 これは、本当は投稿者のお名前も大体わかっているんですか。

事務局 いえ。投稿者自らがお名前などを記載してきた場合に初めてわかります。書いていないのが大部分ですね。

座長 よろしいですか。

それでは、このホームページは、この程度の天気予報なら公務員でなくとも私でもできるわ、といったようなものがあったり、非常に興味深いものです。これは引き続き事務局から提出させていただきたいと思います。

本日の「行政減量・効率化有識者会議」はこれで終了させていただきます。

次回は、1月6日の閣僚懇談会での中馬行革担当大臣の発言を受けて、関係府省に削減の検討を既に要請している8事項について関係府省からヒアリングを実施する予定です。このため、次回会議の日程は関係府省の検討結果の提出状況を踏まえて、追って日程を決めて御連絡させていただきたいと存じます。

これは、8事項を一遍にやるわけではないでしょう。

事務局 時間枠によりますが、1回に2つ、3時間いただければ3つぎりぎり入るかどうかということでございますので、当面2コマぐらいずつの回しになっていくかと思いません。

座長 それでは、本日はありがとうございました。

～ 以 上 ～